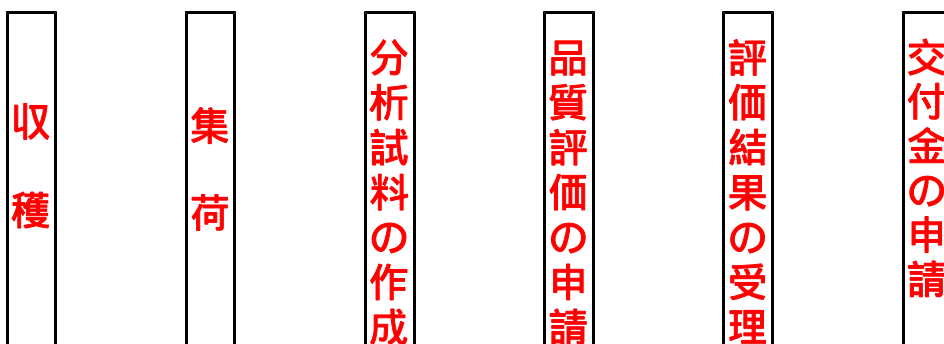


## 品目横断的経営安定対策における麦の品質評価を受けるためには

19年産からの品目横断的経営安定対策（生産条件不利補正交付金）のうち、「毎年の生産量・品質に基づく交付金」では、品質評価基準によるA～Dのランク区分に応じたその年の品質別の生産量に応じて交付金が交付されます。

交付金の交付を受けるためには、品質評価主体が行う品質評価を受ける必要があります。（なお、品質評価を受けなかった場合は、Dランク区分の交付申請となります。）

### <品質評価の手続きの流れ>



### 1. 分析試料の作成

農産物検査員の立会いの下、品質評価ロットごとに採取します。  
 農産物検査の試料を確保する際、併せて採取の上、確保します。  
 採取した試料は、品質の劣化及び試料の欠損を避け適切に保存・管理して下さい。

#### (1) 品質評価ロットの単位について

対策加入者（農業協同組合等に販売を委託する対策加入者は除く）または対策加入者から委託を受けて販売する農業協同組合等ことを原則とします。

<例外>

品質評価を受ける年産の前3カ年平均の需要者への販売数量が麦種・銘柄別に、小麦で1,000ト、大麦・はだか麦で300ト未満の場合は、都道府県内の他の対策加入者、農業協同組合等との間でまとめることが可能です。

農業協同組合等については、評価ロットの単位を更に細分化することも可能です。

#### (2) 分析試料の作成方法について

品質評価ロット単位ごとに、農産物検査場所3カ所につき1カ所以上の割合で、試料を採取する検査場所を選定します。

選定した検査場所ごとに、下表の農産物検査荷口の重量区分に従い、必要な採取試料数を銘柄別に無作為に採取します。

農産物検査荷口の重量（トン）	採取試料の最小数
5以下	1
6～50	3
51～100	5
101以上	10

採取した試料を四分法または試料均分器による方法を用いて、所定量となるまで均分を行い、分析試料とします。選定した検査場所が複数ある場合には、他の検査場所での試料とあわせ、所定量となるまで更に均分を行ってください。

均分試料の量目は、小麦、六条大麦及びはだか麦については、1kgを2回分、二条大麦については、1.5kgを2回分とします。

分析試料の作成方法の詳細等については、北海道農政事務所に確認いただくか、ホームページ「<http://www.hokkaido.info.maff.go.jp/syokuryo/mugihyoka/index.html>」を御覧ください。

### (3) 分析試料の保存・管理について

分析試料については、内容物の欠損、混合等を防ぐため、適切に封をし、品質保持のため冷暗所等で適切に保存してください。

麦茶の製造用以外のもの的大麦及びはだか麦の分析試料については、分析試料を作成した日から1カ月間保存したものとします。

## 2. 品質評価の申請

品質評価を受けるには、品質評価主体へ申請する必要があります。

品質評価の申請は、作成した分析試料に、「品質評価分析試料送付表」(記載例を参考)を添付し、品質評価主体へ送付します。

分析試料の送付の際は、試料の脱漏のないよう、封のできる袋で送付して下さい。

申請について詳しくは、下記の品質評価主体へお問い合わせ下さい。

( 区域が「全国」または「北海道」の品質評価主体を掲載しました。)

<小 麦>

名 称	区域	所 在 地	電 話 番 号
財団法人日本穀物検定協会 北海道分析室	全国	北海道札幌市白石区菊水8条 3-1-24	011-831-6191
財団法人日本穀物検定協会 東京分析センター	全国	東京都江東区塩浜1-2-1	03-3664-6410
財団法人日本穀物検定協会 神戸分析センター	全国	兵庫県神戸市中央区磯辺通 1-1-37	078-265-1177
財団法人日本穀物検定協会 九州分析室	全国	福岡県福岡市博多区石城町7-23	092-281-6571
ホクレン農業協同組合連合会 農業総合研究所食品検査分析センター	北海道	北海道札幌市東区北6条東7丁目	011-742-5442

<二条大麦、六条大麦、はだか麦>

名 称	区域	所 在 地	電 話 番 号
財団法人日本穀物検定協会 東京分析センター	全国	東京都江東区塩浜1-2-1	03-3664-6410

## 3. 評価結果の受理・交付金の申請

品質評価が実施された後、品質評価主体から品質評価を申請した者に対し、評価結果が送付されます。

品質評価ロットが複数の対策加入者から構成されている場合は、品質評価主体から評価結果を受理した者は、ロットを構成する他の対策加入者に対し、評価結果の写し及び当該品質評価ロットにおける当該対策加入者の占める数量が確認できる書類を送付して下さい。

評価結果については、品目横断的経営安定対策の「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請に必要となりますので、交付申請手続きが終わるまで大切に保管して下さい。

交付申請に必要な書類等については、北海道農政事務所へご相談下さい。

ご不明な点は下記にお問い合わせください。

農林水産省 北海道農政事務所 食糧貿易課 電話 011-642-5485  
ホームページ <http://www.hokkaido.info.maff.go.jp/syokuryo/mugihyoka/index.html>

農林水産省 総合食料局 食糧部食糧貿易課 電話 03-6744-2087  
ホームページ <http://www.syokuryo.maff.go.jp/notice/hinsituhyouka190522.pdf>

記載例にある銘柄及び用途はこちら <http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8/9111.pdf>

## (記載例)

## 品質評価分析試料送付表

申請者の氏名または名称	麦作 太郎
住 所	北海道〇〇郡▲▲町◇◇
麦 種	小 麦
年 産	19年産
産 地 ( 都 道 府 県 名 )	北海道
銘 柄	ホクシン ←
用 途	日本めんの製造用 ←
数 量 ( t )	1,000.123トン
ロ ッ ト 番 号	001 ←
試料採取場所及び包装	〇〇市町村〇〇農協〇〇倉庫(純バラ) 〇〇市町村〇〇農協〇〇倉庫(袋物)
試 料 量 ( kg )	1kg×2回分 ←
試料採取者氏名及び連絡先	〇〇〇〇 (電話:〇〇〇-◇◇◇-××××)
立会者氏名及び連絡先	〇〇農産物検査員 〇〇〇〇 (電話:×××-〇〇〇-◇◇◇◇)
試 料 送 付 年 月 日	平 成 1 9 年 〇 月 ◇◇ 日
試 料 送 付 先	〇〇〇〇〇 (※品質評価を依頼する品質評価主体の名称を記入してください。)

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第9条及び第11条第1項第1号の規定に基づく農林水産大臣が定める規格の別表第1～第4に掲げる銘柄及び用途を記入してください。  
(<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8/9111.pdf>)

品質評価ロットの単位が、対策加入者又は複数の対策加入者がまとまって一つのロットとする場合においては、「001」を記入すること。

小麦、六条大麦、はだか麦は、1kg×2回分、二条大麦にあつては、1.5kg×2回分

(注1) ロット番号は同一銘柄で複数の分析試料を送付する場合等、必要に応じ記入する。

(注2) 数量が確定していない場合は、集荷等が確定後、本様式または一覧表により品質評価主体に報告する。

(注3) 包装は、「純バラ」、「袋物」、「フレコン」の別を記入する。

(注4) 本様式は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ変更することができる。

## 本送付表に係る個人情報の取扱いについて

品質評価主体は、本送付表の記載内容に含まれる個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき適正に管理し、品質評価分析のために利用する。

なお、本送付表を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものと取り扱う。